

貯水槽水道を設置している皆様へ

貯水槽水道とは？

3階以上の建物などで水圧が不足する場所や一度に大量の水を使用する場所は、受水槽と呼ばれるタンクに一旦水道水を貯めて、ポンプで屋根上のタンク（高置水槽といいますが）へ送ったり直接各家庭に送っています。

この受水槽から各家庭までの施設全体を貯水槽水道といいますが、

貯水槽水道を設置している方は、1年に1回の水質検査・清掃や点検などの管理をする必要があります。

1・水質の管理

受水槽に入るまでの水道水は水道課が管理していますが、受水槽以降はその設置者が責任を持って管理することになっています。

現在までのところ、吉川市内における貯水槽水道の水質事故は報告されておりません。

2・よくある故障例

①受水槽から各家庭へ送水するポンプが故障したため建物全体が断水した。

②水量を調節する部品が故障したため、いつまでも水が受水槽に送り込まれ続け周辺に水が溢れた。

このような故障はいつ発生するか予測することが困難です。万が一に備えて

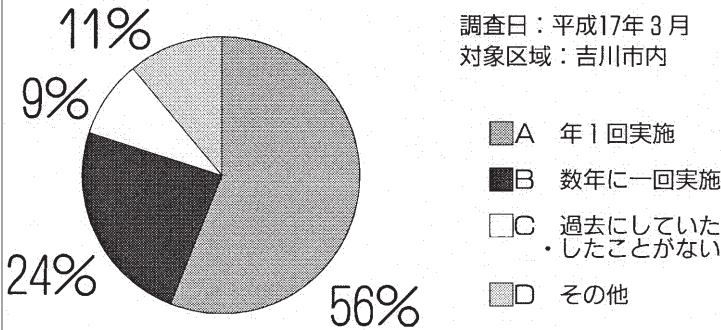
①故障が発生した時は直ちに連絡できる修理会社などを事前に見つけておきましょう。

②修理会社や管理会社の連絡先をわかるようにしておきましょう。など、故障したとき直ちに修理ができるようにしておくことが必要です。

清掃や点検を定期的に行い、安心・安全な住環境を創りましょう。

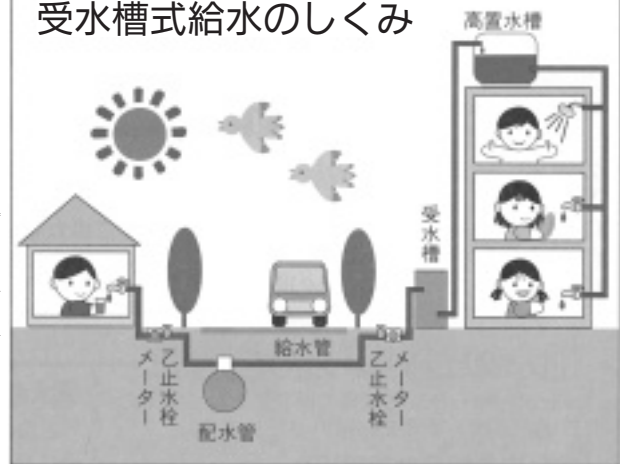
貯水槽水道に関するアンケート結果のお知らせ 受水槽の清掃を実施していますか？

調査日：平成17年3月
対象区域：吉川市内

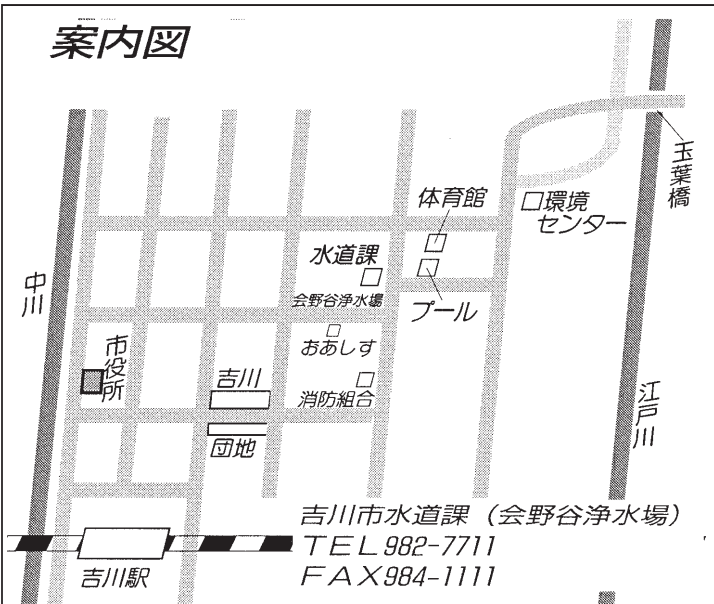


年1回実施の回答は56%でした。
また、ここ数年清掃をしていないと思われる回答が約1割を占めており、衛生上の問題が心配されます。

受水槽式給水のしくみ



案内図



Q & A (よくある質問)

Q：宅地内で漏水している。

A：水道本管からメーターまでの漏水は、水道課で調査に伺いますので水道課までご連絡ください。メーター以降の宅地内の漏水修繕につきましては、所有者の負担になります。修理につきましては、吉川市指定給水装置工事業者（一覧表は当水道課ホームページ「水道の管理」で御覧になれます）に依頼してください。

<http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/floor.map/water/kanri.asp>